

平成17年田村市議会12月定例会会議録

(第6号)

会議月日 平成17年12月19日(月曜日)

出席議員(68名)

議長 三瓶利野

1番	七海博	議員	2番	木村高雄	議員
3番	箭内幸一	議員	4番	佐藤貴夫	議員
5番	渡邊勝	議員	6番	吉田一郎	議員
7番	佐藤喬	議員	8番	佐藤義博	議員
9番	佐藤忠	議員	10番	先崎温容	議員
11番	永山弘	議員	12番	吉田紳太郎	議員
13番	遠藤文雄	議員	14番	石井市郎	議員
15番	新田耕司	議員	16番	本田芳一	議員
17番	秋元正登	議員	18番	根本浩	議員
19番	橋本紀一	議員	21番	新田秋次	議員
22番	石井俊一	議員	23番	橋本善正	議員
24番	松本道男	議員	25番	吉田文夫	議員
26番	渡辺勇三	議員	27番	小林清八	議員
28番	村上好治	議員	29番	猪瀬明	議員
30番	宗像清二	議員	31番	渡辺ミヨ子	議員
32番	松本敏郎	議員	33番	小林寅賢	議員
34番	松本熊吉	議員	35番	宗像宗吉	議員
36番	本田仁一	議員	37番	浦山行男	議員
38番	白岩行	議員	39番	横井孝嗣	議員
40番	白岩吉治	議員	41番	石井喜壽	議員
42番	本田正一	議員	43番	吉田忠	議員
44番	白石治平	議員	45番	渡邊鐵藏	議員

46番	早川 栄二 議員	48番	箭内 仁一 議員
49番	村越 崇行 議員	50番	長谷川 元行 議員
51番	橋本 文雄 議員	52番	石井 忠治 議員
53番	安藤 勝 議員	54番	半谷 理孝 議員
55番	吉田 豊 議員	56番	佐久間 金洋 議員
57番	照山 成信 議員	58番	佐藤 孝義 議員
59番	松本 哲雄 議員	60番	大和田 一夫 議員
61番	渡邊 文太郎 議員	62番	安藤 嘉一 議員
63番	佐藤 弥太郎 議員	64番	面川 俊和 議員
65番	松崎 功 議員	66番	宗像 公一 議員
67番	柳沼 博 議員	68番	橋本 吉△村 議員
69番	菅野 善一 議員		

欠席議員（1名）

47番 吉田 正直 議員

説明のため出席した者の職氏名

市長	富塚 宥暲	助役	鹿俣 潔
収入役	村上 正夫	総務部長	相良 昭一
企画調整部長	郡司 健一	生活福祉部長 兼福祉事務所長	秋元 正信
産業建設部長	塚原 正	大越行政局長	吉田 良一
都路行政局長	新田 正	常葉行政局長	白石 幸男
船引行政局長	佐藤 輝男	総務部総務課長	佐藤 健吉
総務部財政課長	助川 弘道	総務部税務課長	吉田 拓夫
企画調整部 企画調整課長	橋本 隆憲	企画調整部 観光交流課長	白石 忠臣
生活福祉部 生活環境課長	渡辺 貞一	生活福祉部 保健課長	加藤 与市
産業建設部 産業課長	加藤 久雄	産業建設部 参事兼建設課長	宗像 正嗣

産業建設部			
下水道課長	渡辺 行雄	出納室長	宗像 トク子
教育委員長	白岩 正信	教育長	大橋 重信
教育次長兼教育総務課長		教育委員会事務局	
事務取扱	宗像 泰司	学校教育課長	佐久間 光春
教育委員会事務局参事			
兼生涯学習課長	堀越 則夫	選挙管理委員長	鈴木 季一
選挙管理委員会			
事務局長	佐藤 健吉	代表監査委員	武田 義夫
監査委員事務局長	白石 喜一	農業委員会会長	宗像 紀人
農業委員会		農業委員会	
事務局長	塚原 正	事務局総務課長	根本 徳位
水道事業所長	助川 俊光		

事務局出席職員職氏名

事務局長	白石 喜一	総務課長	渡辺 新一
主任主査	石井 孝行	主任主査	斎藤 忠一
主事	渡辺 誠	主事	大越 貴子

議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 付託議案の委員会審査結果報告
- 日程第 3 議案第 139号 田村市滝根多目的集会所条例の制定について
- 日程第 4 議案第 140号 田村市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 141号 田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 142号 田村市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 143号 指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 144号 指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 145号 指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 146号 指定管理者の指定について

- 日程第 1 1 議案第 1 4 7 号 福島県市民交通災害共済組合への加入について
- 日程第 1 2 議案第 1 4 8 号 平成 1 7 年度田村市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 1 3 議案第 1 4 9 号 平成 1 7 年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 4 議案第 1 5 0 号 平成 1 7 年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 5 議案第 1 5 1 号 平成 1 7 年度田村市歯科診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 6 議案第 1 5 2 号 平成 1 7 年度田村市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 3 号 平成 1 7 年度田村地方介護認定審査会特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 4 号 平成 1 7 年度田村市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 9 陳情第 1 5 号 有害虫〔節足動物 - 倍脚類 - ヤスデ族〕の駆除方について
- 日程第 2 0 陳情第 1 6 号 公益的機能を有する森林整備に向けた具体的施策の実施を求める陳情
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 木材の供給及び地域材の利用拡大を求める陳情
- 日程第 2 2 継続審査となっていた陳情の常任委員会審査結果報告
- 追加日程
- 日程第 1 発議第 1 9 号 公益的機能を有する森林整備に向けた具体的施策の実施を求める意見書の提出について
- 日程第 2 発議第 2 0 号 木材の供給及び地域材の利用拡大を求める意見書の提出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議長の不信任決議案
- 日程第 2 諸般の報告

- 日程第 3 付託議案の委員会審査結果報告
- 日程第 4 議案第 139号 田村市滝根多目的集会所条例の制定について
- 日程第 5 議案第 140号 田村市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 141号 田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 142号 田村市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 143号 指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 144号 指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 145号 指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 146号 指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 147号 福島県市民交通災害共済組合への加入について
- 日程第 13 議案第 148号 平成 17 年度田村市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 14 議案第 149号 平成 17 年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 15 議案第 150号 平成 17 年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 16 議案第 151号 平成 17 年度田村市歯科診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 17 議案第 152号 平成 17 年度田村市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 18 議案第 153号 平成 17 年度田村市地方介護認定審査会特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 19 議案第 154号 平成 17 年度田村市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 20 陳情第 15号 有害虫〔節足動物 - 倍脚類 - ヤスデ族〕の駆除方について
- 日程第 21 陳情第 16号 公益的機能を有する森林整備に向けた具体的施策の実施を求める陳情

日程第 2 2 議案第 1 7 号 木材の供給及び地域材の利用拡大を求める陳情

日程第 2 3 継続審査となっていた陳情の常任委員会審査結果報告

追加日程

日程第 1 発議第 1 9 号 公益的機能を有する森林整備に向けた具体的施策の実施を求める意見書の提出について

日程第 2 発議第 2 0 号 木材の供給及び地域材の利用拡大を求める意見書の提出について

午前 1 0 時 0 0 分 開議

議長（三瓶利野） 皆さんおはようございます。

都合により、28番村上好治君は出席がおくれます。

会議規則第 2 条の規定による欠席の届け出者は、病気のため47番吉田正直君であります。

公務により滝根行政局長青木邦友君は欠席する旨の届け出がありましたので、御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は67名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。（「議長、15番」の声あり）15番新田耕司君。

15番（新田耕司） 冒頭ではございますが、動議の提出を行いたいと思います。

議長（三瓶利野） 動議提出の発言がありました。その動議の内容について述べていただきたいと思います。15番新田耕司君。

15番（新田耕司） 動議でございますが、三瓶利野議長不信任決議案を提出いたします。

議長（三瓶利野） それでは、その決議案をこちらの方に提示してください。

ただいま15番新田耕司議員より、当職に対する議長不信任決議案が提出されました。つきましては、初めに提出の理由について事務局より朗読をさせます。

事務局書記（渡辺新一） 朗読いたします。

動議。三瓶利野議長不信任決議（案）。

1、提出事由。平成17年12月9日、平成17年12月12日、第4回定例会一般質問の中で、議長の議事整理方法に権限を逸脱したとも解される発言があった。これらは、議員の自由な発言を制限するとともに、本来あるべき一般質問の趣旨を阻害されるおそれがあり、憂慮すべきことであります。

このことは、本議会の権威を損なうことはもちろん、市民の負託を受けた議員の責任も

問われかねない重要なことでもありますので、議会活動を正常化するためにも、今後の議事運営に対し信任できないので、賛成者を添えて不信任決議（案）を提出します。

平成17年12月19日。

提出者、田村市議会議員新田耕司。賛成者小林清八、吉田正直、渡辺勇三、吉田文夫、村越崇行。

田村市議会議長三瓶利野様。

以上でございます。

議長（三瓶利野） ただいま提出されました動議につきましては、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

そこでお諮りをいたします。本決議案を日程に追加し、議題とすること、訂正いたします。

本決議案を日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 御異議ないものと認めます。

それでは、本決議案を議題といたします。

失礼しました。ただいまの不信任決議案につきましては、これを日程に追加することに御異議ないとのことでありますので、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、これが議題とすることに決定いたしましたので、ここで副議長と交代をいたします。副議長、交代をお願いします。副議長、登壇をお願いします。

（副議長 菅野善一登壇）

追加日程 議長の不信任決議案

副議長（菅野善一） それでは、本動議、本決議案を議題といたします。

新田耕司君から提案理由の説明を求めます。15番。

15番（新田耕司） 提案理由の前に、議長の除斥勧告をお願いします。

副議長（菅野善一） それでは、議長は除斥をしてください。15番。

15番（新田耕司） おはようございます。

それでは、ただいまの動議の提案理由の説明をさせていただきたいと思います。

三瓶利野議長不信任決議（案）。

提案理由の説明。

平成17年12月9日、本会議第4回定例会一般質問の中で、同僚議員の発言中その趣旨が理解されないまま発言を制止したことは議長の議事整理権を拡大解釈し、不当に個々の発言権を奪うとともに、正確な質問内容を故意に湾曲されるおそれがあります。

そもそも一般質問は、議員に与えられた権利であり、議員が執行機関に行財政全般にわたり疑義をただし、みずからの意見を述べ、あるべき姿の提案をし、住民の福祉と幸せのために寄与するために行うものであります。しからば、ほかの議員には外交、国政を引用し質問することや、時局を取り上げこれを引用し質問しているものも見受けられますが、それらを制止した事例は見当たりません。

また、平成17年12月12日、同議会一般質問の中で同僚議員の議長へのお願い発言に、議長が回答した内容は著しく議事運営から逸脱する見解で、特に「一般質問の中で既に議した事件については触れるべきもなく、ましてその発言を許せば討論の場となるおそれがあるので制止した」とありましたが、これについては討論とは市議会規則第42条に基づき、議長が宣告して初めて成立することであって、決して一般質問が討論の場になることは考えにくいことであります。

また、過去の議案や事件、定例会や臨時会の経過を引用することは許される範囲内であります。

議長とは、決して私欲を挟まず、一人一人の意思を尊重し、自由な発言を促し、その賛否を多くの人にゆだね、市民の欲するところにゆだね、それを公平公正に導くことが責務と考えられます。しかし、その意に反し、個人の発言を不当に制し、弁明の機会すら与えずそれを不当に抹殺したことは、会議規則を遵守するどころか職権を乱用したとも受けとめられません。

これらのことから、今後の議事に混乱を来すどころか、議会の権威を損なうおそれがあるので、この際議長を信任しない決議（案）の動議を提出いたします。

どうぞ、諸君の御賛同をお願いいたします。

副議長（菅野善一） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。57番。

57番（照山成信） 照山でございます。ただいま議長不信任案の動議が提出されましたが、議事進行について皆さん並びに議長にお願いがございます。

私の発言も含めて、この動議が出されたということでございますから、その責任の重大

さを痛感する立場にあります。私が皆さん方をお願いしたいのは、田村市が発足して初めてのこのような議会でございますから、在任特例期間中に議長の言動がその不信任案の対象になるということが本当はあってはならないわけでございます。しかしながら、私が感じているところでは、議事進行は必ずしも議事規則にのっとった内容にまとまっていないということは私も感じましたから、あの折発言をしました。議長のやり方が悪いという、そういうふうなことを言う場所ではありませんでしたから、私はそのところはお願いと
いう形にしたわけでございます。

それで、今、皆さんをお願いしたいのは、確かに議長の議事さばきに意に沿わない部分があったとしても、やはり議長の名誉とそれから田村市のこの議会の権威とを考えた場合に、これを議案として取り上げてやるのではなくて、当議会には理事会というのがございませんから、本来であれば理事会でこの種の案件は取り扱うということになるのですが、そういうふうなことがございませぬので、議運などで十分今の提案者の趣旨を議長が意見として聴取をして、そしてみずからたださなけりゃならないことがあったらただすと。そして、この会議の中でその事由を、議長の見解を明らかにしてもらおうという、そういうふうなやりとりになってほしいと、こんなふうをお願いするところです。

結論的に申し上げます。否決になった場合、田村市の議会は正しいことが通らない議会であったという、そういうそしりもいただく危険がございます案件でございますから、この案件については議長も慎重に取り扱っていただきたいと、このようにお願いをするところでございます。繰り返します。議長の名誉とそれから議会の権威を大切に
する議会であってほしいということをお願いして、私の議事進行に対する発言にします。よろしく
お願い申し上げます。

副議長（菅野善一） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

副議長（菅野善一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま、議題となっております本決議案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（菅野善一） 異議なしと認めます。よって、本決議案については、委員会の付託を省略することに決定しました。

副議長（菅野善一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

副議長（菅野善一） 討論なしと認めます。

副議長（菅野善一） これより採決いたします。

本決議案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副議長（菅野善一） 起立少数です。よって、本決議案は否決されました。

以上で、私の役目は終了しました。

議長の入場を許可します。

暫時休議をいたします。

10時25分を再開時刻に定めます。

午前10時20分 休議

午前10時27分 再開

議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き会議を続けます。

ここで、大橋教育長より発言を求められておりますので、これを許します。大橋教育長。

教育長（大橋重信） おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、12月8日の一般質問で、50番長谷川元行議員の小学校の統合と養護学校の設立についての御質問に対する答弁の中で、文珠地区の統合につきましても、受け入れ校となる船引小学校PTA役員の皆さんと協議を行った結果、受け入れることによって児童の学習条件が悪くなるようでは受け入れには抵抗があるとの御意見でしたと申し上げましたが、受け入れるためには教室数などの環境が整うようにしてほしいとの要望がありましたと答弁すべきでした。皆様の誤解を招くような答弁でありましたことに対しまして訂正しておわび申し上げます。

なお、私といたしましては、現在の船引小学校は普通教室が23教室で空き教室がない状況にあり、両校を統合いたしますと教室数が26から27教室になることが予想されることが

ら、普通教室や特別教室の整備を含め、周辺校の規模適正化をあわせて検討を行い、統合に向けての条件整備を図り、早期に統合できるように努めてまいります。

議長（三瓶利野） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程（第6号）のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

議長（三瓶利野） 日程第1、諸般の報告を行います。

各常任委員会、議会運営委員会並びに議会広報編集特別委員会において実施いたしました視察研修結果について、お手元に配付いたしましたとおりでありますので、各委員長より報告がありましたので、報告いたします。

日程第2 付託議案の委員会審査結果報告

議長（三瓶利野） 日程第2、付託議案の委員会審査結果報告を行います。

各常任委員会に付託しておりました議案第139号から議案第154号までについて、各常任委員長から審査結果の報告を求めます。総務企画常任委員長佐藤義博君。佐藤総務企画常任委員長。

（総務企画常任委員長 佐藤義博登壇）

総務企画常任委員長（佐藤義博） 御報告いたします。

定例会9日目の本会議において総務企画常任委員会に付託されました平成17年度の田村市一般会計補正予算、2件の条例制定、指定管理者の指定について、12月14日、各所管課ごとに審査を行いましたので、審査経過と結果について御報告いたします。

12月14日、午後1時30分、委員15名出席のもと、総務企画常任委員会を開会いたし、初めに、議案第139号 田村市滝根多目的集会所条例の制定についてを審査いたしました。本案は、滝根町神俣地区住民のための多目的集会施設として名称、位置及び管理などについて定めようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第140号 田村市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、旧大越町が設置して、街路灯の支柱に看板を設置使用する場合、使用料を1本1年につき4,800円に定めようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 143号、議案第 144号 指定管理者の指定について申し上げます。本案は、平成15年に制定交付された地方自治法の一部改正により、田村市が設置する施設についての指定管理者を平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間、田村市殿上観光牧場、田村市カブトムシ自然の森及びこどもの国ハニービーリフトの指定管理者として、株式会社田村市常葉観光振興公社代表取締役冨塚宥・氏を指定、また田村市滝根森林組合案内施設、入水鍾乳洞、田村市星の村ふれあい館、あぶくま洞、田村市星の村、田村市レストハウス釜山、田村市天地人館、国民休養地仙台平キャンプ場及び田村市滝根農産物等処理加工場の指定管理者として、財団法人田村市滝根観光振興公社理事長鹿俣 潔氏をそれぞれ指定しようとするものであり、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 148号 平成17年度田村市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。本案は、定例会9日目の本会議において各委員会に分割付託されたことから、所管課ごとに歳入歳出補正予算について審査を行いました。

歳入の主なものは使用料及び手数料の追加、合併市町村補助金の追加、核燃料税補助金の追加、公用車売払収入、介護保険特別会計及び優良基礎雌牛貸付事業基金からの繰入金金の追加、国有提供施設等所在市町村交付金の追加などであります。

歳出の主なものは、選挙費では市長選挙及び農業委員会選挙が第3選挙区を除き無投票となったことによる減額補正、電算システムの改修による追加補正などであり、新市のまちづくりのための補正予算で、いずれも歳入に見合った歳出を予算化したもので、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 150号 平成17年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、歳入においては繰越金の追加補正、歳出においては振興公社に対する委託料の減額補正、給水タンク取りかえ工事、基金積立金並びに予備費の追加補正など、歳入に見合った歳出を補正したものであり、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務企画常任委員会に付託されました全議案については、審査の結果、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。御審議の上、御議決くださるようよろしくお願いいたします。

議長（三瓶利野） 次に、生活福祉常任委員長橋本善正君。橋本生活福祉常任委員長。

（生活福祉常任委員長 橋本善正登壇）

生活福祉常任委員長（橋本善正） 生活福祉常任委員会議事審査結果を報告します。

平成17年田村市議会12月定例会において、平成17年12月13日付、議案付託表により当委員会に付託のありました議案7件について、12月14日、審査をいたしましたので、審査中の意見、経過並びに結果について御報告をいたします。

また、10月25日、所管事務調査により市内福祉施設等の現況調査を実施いたしましたので、あわせてその経過について御報告をいたします。

まず、議案第141号 田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、プラスチック類新規分別に伴う条例改正であり、平成18年4月1日に向けて新規分別収集について、住民の理解と協力を得るため、周知徹底を図るべきである。よって、採決の結果、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第145号 指定管理者の指定については、管理を行わせる公の施設、田村市滝根総合福祉センターほか11施設について、指定管理者となる団体、期間についても原案のとおり可決することに決定をしました。

議案第147号 福島県市民交通災害共済組合の加入については、共済組合の概要を見ると交通事故による被災者である市民を救済するため、県内10市による地方自治法に基づく一部事務組合であり、本市においても組合加入について原案のとおり可決することに決定をしました。

議案第148号 平成17年度田村市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

まず、所管課関係については、防犯対策費は防犯灯修理料であるが、要望として寂しいところが通学路に指定されているので、現状調査して防犯灯の設置を積極的に行うべきである。

次に、斎場使用料については、将来無料化を前提に制度を改正すべきとの意見と要望がなされた。なお、県下の市のほとんどが斎場使用料の無料化の傾向にあるので、検討を願いたい。

介護保険制度改正により、地域包括支援センターが18年度から立ち上がることになっているが、地域包括支援センターの準備作業が大変おくれると思われる。4月から実施できるよう、準備作業を進めていくべきとの意見があったが、原案のとおり可決することに決定をしました。

議案第 151号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第 152号 平成17年度田村市介護保険特別会計補正予算（第3号）並びに議案第 153号 平成17年度田村地方介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）については、いずれも可決すべきものと決定をしました。

以上、生活福祉常任委員会の報告といたします。何とぞ議員各位の議決を賜りますようお願いをいたします。

続いて、所管事務調査について御報告をいたします。

平成17年10月25日、生活福祉常任委員会において、市内における福祉施設等の所管事務調査を実施しましたので、その内容、結果について、当常任委員会の要望、意見を報告します。

初めにまどか荘であります。開設後10年がたっているが、管理運営においては適正な施設であり、今後の特老建設の理解を一層深めることができる。特に田村市民の入所者数41人、要介護度4、5が37人と介護者の入所、重度入所の傾向にある。

次に、大越高齢者生活福祉センターについては、豪雪地帯の補助基準が適用になり、居宅施設5室が設置されているが、設置以来一度も利用者がいないのが実態である。今後、田村市全体で利用促進を図るとともに、早急な対応を講ずるべきである。

老人憩いの家寿楽荘は、利用者は年間6,000人程度利用されており、高齢者の福祉向上を一層推進する観点から施設の建設を検討すべきである。また、良質な湯量が推測されるので、水質検査の実施と表示を行うべきである。

老人憩いの家針湯荘につきましては、利用者数が平成16年度実績において7万1,589人で、観光客を含めて将来性を持った施設である。入浴者数が1日最大で350人が利用している現状にかんがみ、浴場が狭隘であり、整備が不可欠である。早急な改善を要望する。また、湯の浄化槽施設が老朽化しており、事故等が心配されることから更新すべきであり、また利用者に見合った職員配置もあわせて検討すべきと考えられる。

授産場においては作業場の環境整備、冷房設備、自動車の更新、また将来移転を含めた全市を対象とした施設の建設を検討すべきである。

船引総合福祉センターは一般会計からの約4,000万程度の繰入金を軽減する努力をするべきである。現状は利用者が少なく、今後誘客方法を考えるべきである。また、高齢者に対する無料券を船引町に限定することなく、市全体に拡大すべきである。

常葉老人福祉センターは、水回りの配管を鉄管から塩ビ管に、男女の浴槽をそれぞれ設

置するとともに、湯槽の段差解消を行うべきである。

今回、当常任委員会所管事務調査は9町村に設置された福祉施設等の現状を的確に把握し、今後田村市全体の福祉行政の指針並びに推進方策等に検討すべきである。特に、特老待機者が4施設で現在244人いる状況を見ると、施設の増設等を本年度中において検討すべきである。また、福祉施設は住民福祉の向上を図る上で施設の整備、充実が重要な課題になっております。よって、将来田村市においては中長期的な保健福祉計画策定の中で、明確に年次計画を策定すべきである。

以上、御報告を申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（三瓶利野） 次に、産業建設常任委員長宗像宗吉君。宗像産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 宗像宗吉登壇）

産業建設常任委員長（宗像宗吉） 平成17年田村市議会12月定例会において、議案付託表により当委員会に付託のありました議案5件について、委員会18名出席のもと、12月14日審査をいたしましたので、経過並びに結果について報告いたします。

当委員会に付託されました5件の審査結果は、お手元に配付の委員会審査結果報告書のとおりでありまして、いずれも全会一致の決定であります。

以下、審査の過程において議論されましたことなどにつき、その概要を申し上げます。

まず、議案第142号 田村市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。当該施設は田村市のシンボルとなるものであることから、田村市船引運動公園を田村市運動公園に名称を変更するものであります。委員会では特に異議もなく、可決すべきものと決定をしております。

議案第146号 指定管理者の指定について申し上げます。

本件は平成18年度から平成20年度までの3年間にわたり田村市船引コミュニティプラザの一部施設の管理及び運営を行わせる団体として、株式会社まちづくりふねひきを指定するものであります。本施設はさきの9月定例議会において、指定管理者による管理が行えるよう条例の改正をしております。今回、指定を受ける株式会社まちづくりふねひきは田村市が14.67%を出資している第3セクターであります。従前から本施設の管理運営を受託しております。当該指定管理者は、施設開、施設錠など施設の管理のほか、利用料金の徴収など運営業務を行い、また開館時間の変更や利用料金の額を定めることができますが、市長の承認を必要とすることから、施設の管理運営の権限と責任は市長に帰属するものであります。本件に関し、当委員会では特に異論もなく、可決すべきものと決定いたしました。

た。

続きまして議案第 148号について申し上げます。

本件、平成17年度田村市一般会計補正予算（第5号）の歳出部分については、各常任委員会に分割付託されましたことから、当委員会におきましては産業建設部所管の予算に関して審査を行いました。各予算補正の内容は、いずれも各所管事業の事業費確定や事業内容変更などの理由による補正あるいは道路維持補修費の費用の追加などであります。

産業課所管の歳出予算補正の中では、中山間地域等直接支払い制度において集落協定の数、協定に係る面積確定による補正が計上されております。従前の協定数、面積と比べ増加した町と減少した町がありますが、これは新たな制度に対する認識や取り組み意欲に差異が生じたものと推察されます。来年度はより多くの農家に取り組めるように、制度の浸透を徹底させたい旨の説明を受けております。このほか、農地費においては県営土地改良事業費の確定による負担金の減額、基盤整備促進事業及びふるさと農道緊急整備事業の減額補正が計上されております。

また、農業災害復旧費の補正は8月の台風災害にかかわる災害復旧予算を都路行政局所管に組みかえるためのものです。

建設課所管の土木費では、道路橋梁総務費に用地単価調査委託費確定による減額補正が、道路維持費には道路維持補修費として2,300万円が計上されております。道路改良費には市道大久保石橋線改良事業費増のほか、県道改良に伴う補償工事費が増額され、計上されております。都市計画費の補正はいずれも予算組みかえによる補正であり、予算額の変更はありません。住宅費は維持管理費の補正などであります。以上が、議案第148号のうち産業課及び建設課の関する補正の主な内容であります。それぞれ補正理由に関する質疑を行い、可決すべきものと決定いたしました。

議案第149号 平成17年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

歳入歳出の各項目において、それぞれ増額または減額の補正を行い、総額で81万1,000円を増額し、補正後の予算を1億9,838万9,000円とするものであります。歳出において公共水道工事に伴い常葉町の県道上移常葉線に埋設してある石綿セメント管60メートルを敷設替えする工事費が計上されております。歳入の補正は加入金、国税還付金などがあります。

審査の中で、ばらつきがある加入金の取り扱いに関して水道運営審議会での検討状況を

問う質問がなされましたが、現在までのところ公募委員の応募がないため、審議会がまだ立ち上がっていない状況であるとの説明がありました。各行政局の連携を密にして、早急に運営審議会の検討を開始するべきであります。

続きまして、議案第 154号 平成17年度水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正では、本年度上半期水道事業の実績と過年度における年度後半の実績から今年度の給水量などを推計し、業務の予定量を下方修正しております。

収益的収支におきましては、年間総供給量が減少する見込みであることから、水道事業の予算額を収入経費それぞれ 359万 2,000円を減額いたしております。資本的支出では原水排水設備費において、入札執行による請け差等 337万 7,000円を減額しております。

一方、資本的収入におきましては、建設改良費に伴う企業債借入額は減少するものの、下水道工事などによる配水管の敷設替え工事補償費が増加されることから 677万 3,000円の増額補正をいたしております。

委員会審査ではそれぞれ増減の理由について説明を受け、可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査結果報告を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（三瓶利野） 次に、文教常任委員長本田仁一君。本田文教常任委員長。

（文教常任委員長 本田仁一登壇）

文教常任委員長（本田仁一） 定例会 9日目の本会議において、文教常任委員会に付託されました議案第 148号 平成17年度田村市一般会計補正予算（第5号）について、歳出のうち教育費について12月14日付託議案の審査を実施いたしましたので、審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案第 148号 平成17年度田村市一般会計補正予算（第5号）について、歳出のうち教育費についてであります。既定の教育費歳入歳出予算の総額に 3,073万 4,000円を追加し、教育費歳入歳出予算の総額を22億 6,464万円にするものであります。主なものにつきましては、平成18年度4月に供用開始される公共下水道区域内の小中学校、公民館、体育館などへの下水道接続工事費及び給食用設備の更新に要する経費が計上されておりますが、事業内容を審議した結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

また、付託議案審査終了後に、大橋教育長に出席要求を行い、本委員会所管の事務事業

について政策的な事項及び今後の将来的な事項についての質疑を行いました。主な意見といたしまして、まず学校統廃合適正化調査事業につきましては、現在宮城教育大学教授による調査報告書の提出を待っている状況にあるとの報告がございましたが、各地区での要望状況や子供たちのよりよい教育環境の整備を提供する観点から、調査報告書を早急に提出いただきまして、それに基づく教育委員会の方針を検討する必要があります。

また、要望書の提出されております船引の2地区について教育委員会の迅速な対応を行う必要があります。

次に、関本小学校校庭拡張事業につきましては、地域住民の要望などを反映しながら、測量等を実施し、平成18年度当初予算において工事費約1億7,000万円を計上する見込みであるとの説明がございましたが、旧常葉町から引き継いでいる事業でかつ建設計画に盛り込んである事業であっても、事業実施効果等を田村市で精査することは当然であり、見直しを検討すべきであります。この件につきましては、6月、9月定例会に続き本定例会でも申し上げなければならないことは、大変遺憾に存じます。

以上で、文教常任委員会に付託されました議案の審査結果報告を終わります。御審議の上、御可決くださるようよろしくお願い申し上げます。

議長（三瓶利野） これをもちまして、付託議案の委員会審査結果報告を終わります。

日程第3 議案第139号 田村市滝根多目的集会所条例の制定について

議長（三瓶利野） 日程第3、議案第139号 田村市滝根多目的集会所条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第140号 田村市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

議長(三瓶利野) 日程第4、議案第140号 田村市行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第141号 田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議長(三瓶利野) 日程第5、議案第141号 田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第142号 田村市都市公園条例の一部を改正する条例について

議長（三瓶利野） 日程第6、議案第142号 田村市都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第143号 指定管理者の指定について

議長（三瓶利野） 日程第7、議案第143号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第144号 指定管理者の指定について

議長（三瓶利野） 日程第8、議案第144号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第145号 指定管理者の指定について

議長(三瓶利野) 日程第9、議案第145号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第146号 指定管理者の指定について

議長(三瓶利野) 日程第10、議案第146号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 1 4 7 号 福島県市民交通災害共済組合への加入について

議長（三瓶利野） 日程第11、議案第 147号 福島県市民交通災害共済組合への加入についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 4 8 号 平成 1 7 年度田村市一般会計補正予算（第 5 号）

について

議長（三瓶利野） 日程第12、議案第 148号 平成17年度田村市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第149号 平成17年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（三瓶利野） 日程第13、議案第 149号 平成17年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第150号 平成17年度田村市滝根町観光事業特別会計補正
予算(第2号)について

議長(三瓶利野) 日程第14、議案第150号 平成17年度田村市滝根町観光事業特別会計
補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第151号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計補正
予算(第3号)について

議長(三瓶利野) 日程第15、議案第151号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計
補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第152号 平成17年度田村市介護保険特別会計補正予算
(第3号)について

議長（三瓶利野） 日程第16、議案第152号 平成17年度田村市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第153号 平成17年度田村地方介護認定審査会特別会計補
正予算(第2号)について

議長(三瓶利野) 日程第17、議案第153号 平成17年度田村地方介護認定審査会特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第154号 平成17年度田村市水道事業会計補正予算(第3
号)について

議長(三瓶利野) 日程第18、議案第154号 平成17年度田村市水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 陳情第15号 有害虫〔節足動物 - 倍脚類 - ヤスデ族〕の駆除方について

議長（三瓶利野） 日程第19、陳情第15号 有害虫〔節足動物 - 倍脚類 - ヤスデ族〕の駆除方についてを議題といたします。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。生活福祉常任委員長橋本善正君。橋本生活福祉常任委員長。

（生活福祉常任委員長 橋本善正登壇）

生活福祉常任委員長（橋本善正） 陳情第15号につきましては、生活福祉常任委員会で12月14日、審査をいたしましたので、審査中の意見、経過並びに結果について御報告をいたします。

陳情第15号 有害虫〔節足動物 - 倍脚類 - ヤスデ族〕の駆除方について申し上げます。

陳情者は大越町下大越原洞保健会長、大越町下大越原1組保健系の2名からの陳情でございます。

旧大越町では平成2年度より、当該害虫が発生して苦情が寄せられ、その対策として発生地域の拡大防止、発生の原因、防除方法について、県及び関係機関の指導をいただいたが、発生源が特定できず、薬剤散布による家屋防止策以外抜本的な対策がないという結果でありました。委員会においては、慎重審議を行い、その結果、陳情の趣旨かつ発生区域住民の心労を考慮して、平成18年度において現状を調査し、可能な限りの駆除対策を講ずべきであるという採決の結果採択することに決定をいたしました。

以上、委員会の報告といたします。委員各位の議決を賜りますようお願いをいたします。

議長（三瓶利野） 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第20 陳情第16号 公益的機能を有する森林整備に向けた具体的施策の
実施を求める陳情

議長(三瓶利野) 日程第20、陳情第16号 公益的機能を有する森林整備に向けた具体的
施策の実施を求める陳情を議題といたします。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。産業建設常任委員長宗像宗吉君。宗像産業
建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 宗像宗吉登壇)

産業建設常任委員長(宗像宗吉) 当委員会には陳情第16号 公益的機能を有する森林整
備に向けた具体的施策の実施を求める陳情が付託され、12月14日に審査を行いました。陳
情の内容は、国土保全や水源涵養など数多くの公益的機能を有している森林は我が国の貴
重な社会資本であり、その荒廃を防ぎ、永続的に活用するためには生育途上の森林の整備
を進めることが不可欠であるとの観点から、政府に対する意見書提出を求めるものであり
ます。

審査の過程では、健全な森林の整備は国土保全や水源涵養といった役割のほか、地球温
暖化防止にも寄与するものであるとの意見があり、当委員会といたしましては採択すべき
ものと決定いたしました。以上であります。

議長（三瓶利野） 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第21 陳情第17号 木材の供給及び地域材の利用拡大を求める陳情

議長（三瓶利野） 日程第21、陳情第17号 木材の供給及び地域材の利用拡大を求める陳情を議題といたします。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。産業建設常任委員長宗像宗吉君。宗像産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 宗像宗吉登壇）

産業建設常任委員長（宗像宗吉） 当委員会には陳情第17号 木材の供給及び地域材の利用拡大を求める陳情が付託され、12月14日、審査を行いました。

陳情の内容は、木材輸入自由化以来、国産材の価格低迷が続き、山村では健全な森林の整備に支障を来している一方、多くの木材輸出国では違法伐採、違法輸出増大による森林減少が進んでいる状況であることから、国産材の正当な価格の維持と違法輸入木材対策は急務であるとの観点から、政府に対する意見書の提出を求めるものであります。

審査の過程では、地域材の利用拡大と価格の安定は、衰退傾向にある林業の振興に不可欠であり、地球環境保全に大いに貢献するものであるとの意見があり、当委員会としては採択すべきものと決定いたしました。以上であります。

議長（三瓶利野） 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第22 継続審査となっていた陳情の常任委員会審査結果報告

議長（三瓶利野） 日程第22、継続審査となっていた陳情の常任委員会審査結果報告を行います。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。総務企画常任委員長佐藤義博君。佐藤総務企画常任委員長。

（総務企画常任委員長 佐藤義博登壇）

総務企画常任委員長（佐藤義博） 御報告いたします。

9月定例会において、継続審査となっておりました陳情について審査を行いましたので、その審査経過と結果について御報告いたします。

陳情第14号 田村市都路町古道字上ノ前5番地 都路町和牛改良組合長宗像勝男氏外4名から提出の農村活性化センターの畜産管理センター運営の継続について。

12月13日本会議終了後、委員16名で現地調査を行い、12月14日午後より委員会で審査を行いました。畜産管理センターは畜産振興の拠点として建設された施設であって、現在まで畜産振興に携わってきたものであり、当該施設がなくなることによって畜産振興の衰退に拍車がかかるおそれがあり、継続してほしいとの点から陳情が出されたものと思われる

すが、継続する場合と廃止する場合のどちらでも財政負担が伴います。

今回、市当局より観光特別会計の整理統合案が出されましたので、委員会としてはもう少し時間をかけて調査をして決めるべきではないかという意見でございまして、全委員一致、継続審査とすべきものであると決しました。以上で審査報告を終わります。御審議の上、御議決くださるようお願いいたします。

議長（三瓶利野） 委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

暫時、休議いたします。

再開は追ってお知らせいたします。

午前 11 時 20 分 休議

午前 11 時 53 分 再開

議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き会議を開きます。

申し上げます。

先ほど、決議案を日程に追加し議題といたしましたので、議事日程（第6号）につきましては、日程を一つずつ繰り下げることに訂正させていただきます。

追加議案の取り扱いについて議会運営委員会において協議されましたので、その結果に

ついて議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長安藤嘉一君。安藤議会運営委員長。

(議会運営委員長 安藤嘉一登壇)

議会運営委員長(安藤嘉一) 議会運営委員会の報告をいたします。

先ほど、議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議の結果について御報告を申し上げます。

発議第19号 公益的機能を有する森林整備に向けた具体的施策の実施を求める意見書の提出について及び発議第20号 木材の供給及び地域材の利用拡大を求める意見書の提出については、協議の結果日程に追加することにいたしました。以上、報告終わります。

議長(三瓶利野) ただいま議会運営委員長から報告がありました。議会運営委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) お諮りいたします。委員長報告のとおり、日程第1、発議第19号から、日程第2、発議第20号までを日程に追加し、直ちに議題とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、議事日程(第6号の追加1)のとおり日程第1、発議第19号から日程第2、発議第20号までを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第19号 公益的機能を有する森林整備に向けた具体的な施策の実施を求める意見書の提出について

議長(三瓶利野) 日程第1、発議第19号 公益的機能を有する森林整備に向けた具体的な施策の実施を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局書記。

事務局書記(渡辺新一) では、朗読いたします。

発議第19号

公益的機能を有する森林整備に向けた具体的な施策の実施を求める意見書の提出について

田村市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

平成17年12月19日 提出

提出者	田村市議会議員	宗 像 宗 吉
賛成者	田村市議会議員	吉 田 一 郎
賛成者	田村市議会議員	永 山 弘
賛成者	田村市議会議員	橋 本 紀 一
賛成者	田村市議会議員	小 林 清 八
賛成者	田村市議会議員	白 石 治 平

次のページをお願いします。

公益的機能を有する森林整備に向けた具体的施策の実施を求める
意見書の提出について（案）

我が国は地形が急峻で降水量の多い自然条件にあることに加え、国土に高度な土地利用が集中していることから、自然災害に見舞われやすく、国土の7割を占め、国土保全や水源涵養等の公益的機能を有している森林は、国民の「いのちとくらし」を守る重要な役割を果たしている。また森林には国土保全や水源涵養といった役割に加え、近年は地球温暖化防止等の役割に対する期待も高まっている。地球温暖化対策については、京都議定書における温室効果ガスの削減目標のうち森林経営による二酸化炭素吸収量として3.9%を確保することが重要であり、このためには育成林の適切な整備・保全、天然林の保全・管理を進めることが必要である。

しかし、森林を守り育ててきた山村では過疎化、高齢化がますます顕著に進み、担い手が不足しており、森林の適切な管理が困難な状況となっている。自然災害に見舞われやすい我が国においては、森林の状態は国土の保全等に大きな影響を与え、森林が荒廃した場合、自然の推移に委ねれば機能の回復までに極めて長期間を要し、場合によっては荒廃が拡大する恐れもある。

森林の有するさまざまな公益的機能への国民の期待は一層高まり、国土保全に果たす役割や森林・山村を取り巻く現状等を踏まえれば、森林の維持・造成等に必要な予算の確保、担い手の育成を行うことが、今後、国民が安全・安心できる社会を構築する上でますます重要となっている。

以上のことから、国において公益的機能を有する森林整備に向けた具体的施策を推進するため、下記事項において特段の措置を講じられるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1．森林・林業基本計画及び連動する地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策に基づく森林整備、また「緑の雇用対策」を通じた恒常的な林業労働力確保などの具体的施策を着実に実施すること。
- 2．治山・治水対策及びその裏づけとなる「特別重点枠」による公共予算を確保すること。

平成17年12月19日

内閣総理大臣 様
財務大臣 様

農林水産大臣 様

林野庁長官 様

福島県田村市議会議長 三 瓶 利 野

議長（三瓶利野） 提出者宗像宗吉君から提案理由の説明を求めます。宗像宗吉君。

35番（宗像宗吉） 発議第19号、提案理由の説明を申し上げます。

本件発議第19号につきましては、先ほど陳情第16号 公益的機能を有する森林整備に向けた具体的施策の実施を求める陳情が採択されましたことを受け、陳情の趣旨にかんがみ、意見書の提出につき、5名の賛成者とともに御提案するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議第20号 木材の供給及び地域材の利用拡大を求める意見書の提出について

議長（三瓶利野） 日程第2、発議第20号 木材の供給及び地域材の利用拡大を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局書記。

事務局書記（渡辺新一）

発議第20号

木材の供給及び地域材の利用拡大を求める意見書の提出について

田村市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

平成17年12月19日 提出

提出者 田村市議会議員 宗 像 宗 吉

賛成者 田村市議会議員 横 井 孝 嗣

賛成者 田村市議会議員 渡 邊 鐵 藏

賛成者 田村市議会議員 佐久間 金 洋

賛成者 田村市議会議員 佐 藤 孝 義

賛成者 田村市議会議員 面 川 俊 和

次のページをお願いします。

木材の供給及び地域材の利用拡大を求める意見書（案）

我が国は国土の7割を森林が占め、山村住民のみならず都市住民にとっても、豊かな水の供給に加え、レクリエーションや野外教育活動の場の提供など多くの恩恵を受けている。

とりわけ木材は、戦後日本の復興と国民生活を支え、生産拠点である農山村の活性化にも多大な貢献をしてきた。

しかし、現状は高度経済成長期初期となる昭和35年の木材輸入自由化以降、外材輸入の拡大とも相まって国産材の価格下落が続き、林業生産活動の停滞とともに木材自給率が18.5%まで落ち込んでいる。

また、数多くの国々で違法伐採、違法輸出が増大し、森林の劣化・減少は急速に進んでいる。インドネシアでは5千万立方メートルもの木材が毎年違法に伐採されていると推測されており、違法伐採は東アジア全体で総伐採量の50%にのぼるともいわれている。

世界の最先進工業諸国は、世界で流通する木材の4分の3を購入している。そしてその大部分が違法伐採の最終産物であり、木材輸入国は合法的に収穫されたことが確かな木材製品を優遇する法制度の整備が必要な状況である。

我が国の森林・林業・木材産業においても、当面する森林・林業基本計画と地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策に基づく森林整備や担い手育成対策とともに、健全な保続的森林経営によって供給が増加する地域材の利用を促進し、また資源循環型社会の形成を目指すための総合的な木材利用対策を強力に推進する必要がある。

以上のことから、国において木材の供給及び地域材の利用拡大を推進するため、下記事項において特段の措置を講じられるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1．健全な森林経営を継続的かつ適切に実施するため、森林造成コスト等を含む採算性を確保した木材価格の安定を図るとともに、地域材の利用対策を着実に推進すること。
- 2．違法伐採については、輸出入国相互の持続的な森林経営を阻害し、大規模な環境破壊へとつながることから、防止策の強化とともに輸入された木材・木製品を市場から排除する具体的施策を確立すること。

平成17年12月19日

内閣総理大臣 様

農林水産大臣 様

外務大臣 様

環境大臣 様

経済産業大臣 様

林野庁長官 様

福島県田村市議会議長 三 瓶 利 野

議長（三瓶利野） 提出者宗像宗吉君から提案理由の説明を求めます。宗像宗吉君。

35番（宗像宗吉） 発議第20号、提案理由説明を申し上げます。

本件、発議第20号につきましては、先ほど陳情第17号 木材の供給及び地域材の利用拡大を求める陳情が採択されましたことを受け、陳情の趣旨にかんがみ意見書の提出につき、5名の賛成者とともに提案するものであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

ここで市長より発言があれば、これを許します。富塚市長。

市長（富塚宥暲） ごあいさつと御礼を申し上げます。

平成17年田村市議会12月定例会に御提案申し上げました全議案につきまして、慎重なる御審議をいただき、原案のとおり御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

今後の執行に当たりましては、十分議会の皆様のを意を体しながら進めてまいり所存でありますので、今後とも温かい御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

田村市におきましては、歴史的な幕開けとなりました平成17年もあと残すところ10日余

りとなりました。例年になく大変寒い日が続いております。どうか議員の皆様には御健康に御留意くださいますように、田村市の発展のため今後とも御活躍をいただきますようお願い申し上げます、ごあいさつと御礼にかえる次第であります。まことにありがとうございました。議長（三瓶利野） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る12月5日に開会以来、本日まで15日間にわたり開催され、この間議員各位には全議案について真剣なる議論を尽くしながら審議に当たり、妥当なる結論を得て、本日ここに無事閉会の運びとなりました。各位とともに御同慶に堪えない次第であります。

市当局におかれましては、今期中に開陳されました議員各位の意見を十分に尊重され、市政全般にわたる発展、向上に一層の熱意と努力を払われますよう希望するところであります。

私ども議員の任期もあとわずかとなりましたが、この3月田村市議会議員となられたときの初心を忘れず、有終の美を飾るべく真摯な姿勢を保ち続けることが肝要と考えておるところでありますので、各議員は御自愛の上、一層の御活動を賜りますようお願い申し上げます。

なお、来年4月に施行される議員選挙について、4月16日告示、23日投票日の方向づけがなされた旨、選挙管理委員長より連絡を受けたところでありますので、お知らせ申し上げます。

終わりに、今期定例会に寄せられました議員各位並びに市長を初め執行機関と関係各位の御協力に対しまして厚く御礼を申し上げますとともに、各位には輝かしい新年を迎えられますよう御祈念を申し上げ、ごあいさつといたします。

議長（三瓶利野） これにて、平成17年田村市議会12月定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後0時10分 閉会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年12月19日

議 長 三 瓶 利 野

副 議 長 菅 野 善 一

署名議員 木 村 高 雄

同 松 崎 功